

Ⅶ 多量排出事業者

前年度の札幌市内における産業廃棄物の発生量が1,000t以上（特別管理産業廃棄物については、50t以上）である事業場を設置している事業者は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、6月30日までに札幌市長に提出しなければなりません（法第12条第9項、法第12条の2第10項）。

また、翌年度の6月30日までに、その計画の実施状況についても報告しなければなりません（法第12条第10項、法第12条の2第11項）。

さらに、札幌市長は、処理計画とその実施状況について1年間これを公表することとしており、公表を通じて事業者による廃棄物の減量化への取組みに対する市民の理解が深まることが期待されます（法第12条第11項、法第12条の2第12項）。

(1) 多量排出事業者とは

業種を問わず、次に該当する事業者は、（特別管理）産業廃棄物の多量排出事業者として、（特別管理）産業廃棄物の減量化やリサイクル率向上を目指した処理計画の策定を行い、計画書やその実施状況報告書を毎年、札幌市長に提出しなければなりません。

- ・前年度に札幌市内で産業廃棄物を1,000t以上発生させた事業場を設置している事業者
- ・前年度に札幌市内で特別管理産業廃棄物を50t以上発生させた事業場を設置している事業者

ア 多量排出事業者の処理計画書（定型様式があります。）

次の内容の計画書を作成し、**6月30日までに**札幌市長に提出しなければなりません。

（（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに実績値・目標値を記載する。）

- ① 事業場の名称、事業場の所在地、計画期間
- ② 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
・事業の種類・事業の規模・従業員数・（特別管理）産業廃棄物の一連の処理の工程
- ③ （特別管理）産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- ④ （特別管理）産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- ⑤ （特別管理）産業廃棄物の分別に関する事項
- ⑥ 自ら行う（特別管理）産業廃棄物の再生利用に関する事項
- ⑦ 自ら行う（特別管理）産業廃棄物の中間処理に関する事項
- ⑧ 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項
- ⑨ （特別管理）産業廃棄物の処理の委託に関する事項
・全処理委託量・優良認定処理業者への処理委託量・再生利用業者への処理委託量
・熱回収業者への処理委託量・熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
- ⑩ （特別管理産業廃棄物の場合）電子情報処理組織の使用に関する事項

イ 処理計画の実施状況報告書（定型様式があります。）

次の内容の報告書を作成し、**翌年6月30日までに**札幌市長に提出しなければなりません。

- ① 事業場の名称、事業場の所在地、事業の種類、処理計画書における計画期間
- ② 処理計画書における目標値（処理計画書に記載した目標値の合計値を項目毎に記載する。）
・排出量・全処理委託量 等
- ③ （特別管理産業廃棄物の場合）電子情報処理組織の使用に関する事項
- ④ 計画の実施状況（（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに実績値を記載する。）
・排出量・再生利用量・埋立処分量・中間処理量・熱回収量・処理委託量 等

ウ 処理計画書・実施状況報告書の公表

処理計画書及び実施状況報告書は、札幌市ホームページ

（https://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/taryohaisyutu_syorikeikaku_kouhyoitiran.html）で公表します。

※処理計画書・実施状況報告書の様式は、札幌市ホームページの申請書・届出書ダウンロードサービス（<https://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/>）で入手できます。

エ 電子マニフェストの義務化

前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く）の発生量が年間50t以上の事業場を設置している排出事業者は、当該事業場から生じる特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く）の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務付けられています（13ページ参照）。